



中華人民共和国成立70周年にあたり、 中日友好と経済協力を更なる推進へ

中華人民共和国駐名古屋総領事 劉 曉軍



着任してから半年間、多くの方々とお会いし、対中友好の礎と情熱をつくづく感じました。

特に東海日中貿易センターの皆様および会員企業様のご支援とご協力のもと、中部地区と中国の経済連携が活発化され、中国における事業拡大の企業の動きが顕著となりつつ、民間交流も一層緊密になっています。この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

今年は中華人民共和国成立70周年にあたり、日本も「令和の時代」に入りました。6月に習近平主席がG20大阪サミットに出席するため日本を訪れ、安倍首相と会談を行いました。双方は中日関係の改善・発展などについて多数の共通認識を得られ、新時代にふさわしい中日関係を築くべきことを確認し、今後の両国関係の方向を示しました。

中日関係は新しい時代に向かい、新しい頁を開く条件がすでに熟しています。新時代に相応しい中日関係を築くために、まず経済分野における協力をレベルアップさせなければならないと思います。

建国70年間、特に改革開放40年間、中国は世界第二の経済体になり、7億人が貧困脱却し、4億あまりの人口が中高所得層になりました。「世界の工場」の地位を維持しつつ、世界でも有数な「消費

市場」に变身し、SDGs（持続可能な開発目標）と質の高い発展が求められています。共に新たな発展段階に入った中日両国は、それぞれ新たな試練とチャンスを迎えています。経済貿易において相互補完性が依然として高く、新たなビジネスチャンスが次々と現れました。中日の経済貿易協力は伝統的製造業からインターネット、金融サービス、医療・介護など新産業、新分野へと拡大しつづけます。長期的安定した政治関係を保ち、意思疎通の頻度を高め、経済協力の潜在力を十分に掘り起こし、互惠・ウィンウィンを拡大することは、中日経済界にとって共通の願望ではないかと思います。

二つ目に、人的往来・文化交流を拡大し、若い世代を巻き込んだ両国民の相互理解を増進しなければなりません。ここ数年、二国間の人的往来と文化交流は日増しに豊かになり、相次いで盛り上がりを見せ、国民同士の距離を縮めることができました。

今年は「中日青少年交流推進年」であり、これからの5年間で延べ3万人の青少年交流と相互訪問を実現する予定です。修学旅行など多様な形式の相互交流を通して、新時代の中日関係を支える良い基礎になるのではないかと思います。

三つ目は、過去百年未曾有の世界情勢の大変動を前に、新時代にふさわしい中日関係は地球規模

目 次

中華人民共和国成立70周年にあたり、中日友好と経済協力を更なる推進へ	1
交流記録	2
東海日中運送懇話会 中国セミナー「中国税関の租税管理について」	4
中国投資説明会 佛山市南海区投資説明会in名古屋～広東香港マカオグレーターベイエリアと南海～	4
中国投資説明会 蘇州高新区投資説明会・中部地区	4
～経済・文化の両面刺激 日系企業集積地のニューメロディ～	5

10月以降の行事案内	5
寄稿 中国事業撤退の基本的留意点	7
寄稿 対中取引に関する基本法についての解説と実務： 中国会社法(9) 一会社の合併と分割一	9
西安デスクNEWS	14
中国短信	15
中国経済データ	17

の課題にいかに関共同で対応するか、協力を強化し、試練に共同対処し、世界に多くの安定性とポジティブなエネルギーを与えるのは重要なポイントではないかと思ひます。中日両国はアジアにおいて重要な国であり、世界第2、第3の経済体でもあります。一国主義や貿易保護主義が蔓延し、世界経済のリスクと不確定性が顕著に高まっている中、中日両国は多国間主義と自由貿易を維持するには重要な責任を持っています。互いに明るく照らし、国際ルールと秩序を共に守り、世界平和発展と開放型世界経済を促進するため努力すべきであると認識しています。

勿論、中国経済は経済貿易摩擦の影響を受けましたが、依然として大きな強靱性を示しています。中国は新時代の改革・開放を揺るぎなく全面的に深化させ、より広い分野で外資の市場参入を拡大させ、知的財産権保護の国際協力をより強化

し、ビジネス環境の利便化などに取り込んでいます。「中国経済は一つの大海であり、無数の暴風豪雨に見舞われても、大海は依然としてそこにあり」と、習近平主席が第2回「一帯一路」国際協力サミットフォーラムで指摘したように、日本経済界におかれましても「一帯一路」という歴史的チャンスをしっかり掴み、中国発展のプロセスに積極的にご参加いただき、ウィンウィンウィン関係が実現できるよう期待しております。

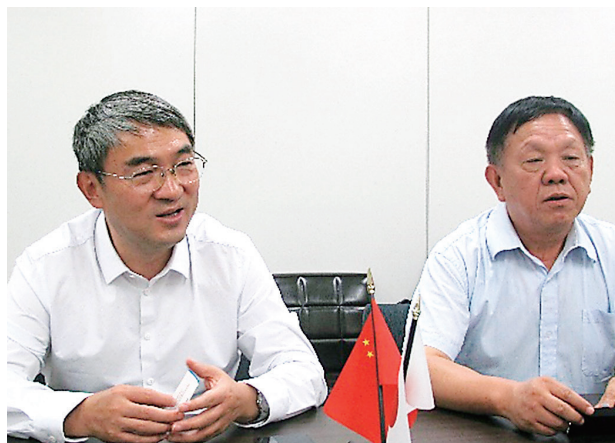
貴センターは中国との繋がりが深く、日本中部地区と中国との経済貿易連携の重要な窓口として、ぜひとも両国経済連携、文化交流など引き続きご協力とご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

最後になりますが、中日友好交流と経済連携の更なるご発展と、貴センター及び会員企業の皆様のご活躍を心より祈念しまして、中華人民共和国成立70周年にあたる所感とさせていただきます。

交流記録

<阜陽市人民政府>

9月2日(月)、劉玉建・阜陽市人民政府副市長一行5名を魏則能・日中文化国際(株)代表取締役が同行して当センターを訪れ、大野専務理事兼事務局長と額額業務グループ担当が対応した。



劉副市長(左)、秦董事長(右)

阜陽市は安徽省の北西部、黄淮海平原の南端に位置し、河南省と接している都市である。

劉副市長からは、「阜陽市は上海虹橋国際空港か

ら阜陽空港まで、飛行機で1時間の距離にあり、高速鉄道では安徽省合肥市より45分の距離にあり、交通の面では利便性が高い。面積は約1万km²で、人口は約1,070万人と安徽省内では最大人口を抱える地方都市である為、従業員の募集面では困らない」と紹介があった。地下資源の調査により石炭や鉄鉱石など6種類の鉱産物が発見され、石炭は50.6億tが埋まっていることが明らかになっている。主な産業としては穀物生産がメインで、作付面積は973.2千haに及ぶ。そのほか食品加工業、電子加工業が盛んで、リサイクル、介護、医薬産業の育成にも力を入れていると紹介があった。

秦少華董事長からは、「特装車を生産しており、江淮汽車のシャーシを使用している。中国では、冷蔵や冷凍の車輛のニーズが高くなっているが、今後は様々な用途の特装車両が必要になってくるので、日本の特装車メーカーと交流したい」と関連企業の紹介要請があった。

阜陽経済技術開発区には、外資系企業の進出が

少ないが、企業に対して手厚い優遇政策がある。例えば、設備投資の際の補助金など独自の政策が採られているので、投資の受け皿として期待される。

安徽省は、合肥市や蕪湖市などには訪れた事があるが、阜陽市をはじめその他の都市にはなかなか訪れる機会がない、一度訪れる機会を設け、経済交流の可能性を探ってみたい。

劉玉建 阜陽市人民政府副市長

張振民 阜陽經濟技術開發區經貿發展局局長

秦少華 中国航空工業集团公司

安徽開樂專用車輛股份有限公司董事長

謝広強 中国航空工業集团公司

安徽開樂專用車輛股份有限公司管理部長

林 華 中国航空工業集团公司

金城集团進出口有限公司管理部副經理

<中国国際貿易促進委員会瀋陽市分会>

9月4日(水)、趙凱・中国国際貿易促進委員会瀋陽市分会会長一行2名が当センターを訪れ、大野専務理事兼事務局長と額額業務グループ担当が対応した。



趙會長

趙會長からは瀋陽の最新情報が紹介され、瀋陽ではロボット産業が盛んで、新松機器人自動化股份有限公司や中瑞福寧機器人有限公司など有力なロボットメーカーが拠点を構えており、ネット通販大手の物流倉庫で使用されているなど紹介があった。自動車産業でも華晨汽車など有力企業があり、東海地方の企業と交流したいと要望があった。また当センターとの協力関係を強化したいとのことで、業務提携に関する協議書を作成することとなった。

趙 凱 中国国際貿易促進委員会瀋陽市分会会長
尹鉄陽

展覽部副調研員

<中日韓中小企業ツーウェイ投資促進公共サービスプラットフォーム>

9月4日(水)、孫運璣・中日韓中小企業ツーウェイ投資促進公共サービスプラットフォーム總經理一行3名が当センターを訪れ、大野専務理事兼事務局長と額額業務グループ担当が対応した。



孫主任

同プラットフォームは、山東省商務庁と威海市商務局より支持を得て成立した山東省にて唯一の省級投資促進プラットフォームで、日本及び韓国企業の威海市への誘致を行っており、企業設立に関するワンストップサービスを提供している。

孫主任からは来年、名古屋での投資説明会実施を予定しており、当センターへの協力依頼があった。また、当センターが派遣する訪中団で威海市をはじめ、山東省に来て欲しいと要望があり、大野事務局長からは威海市に拠点があるメーカーについて、見所や工場視察の可否などを伺った。

同プラットフォームは年内に大阪に事務所を設立する予定で、設立後は今まで以上に東海地方への誘致活動を進めていく。

孫運璣 中日韓中小企業ツーウェイ投資促進公共サービスプラットフォーム總經理

邵俊鈞 中日韓中小企業ツーウェイ投資促進公共サービスプラットフォーム部長

林勵鯉 中日韓中小企業ツーウェイ投資促進公共サービスプラットフォーム大阪事務所所長

中国セミナー「中国税関の租税管理について」

9月17日(火)、名古屋商工会議所ビル5階・会議室Dにて、TJCCコンサルティンググループの劉航・業務副総経理をお招きし、東海日中海運懇話会主催による標記セミナーが開催された。

本セミナーは、講義内容が実務担当者向けであることから、事前に通関・国際関連業務担当者などに参加を呼びかけた結果、通関のエキスパートを含む中国実務者をはじめとする14名による聴講となった。

本セミナーでは、課税業務の概要、主な税種と計算方法、税金の納付、課税価格についての4つのポイントから解説がされた。全般的に通関の基礎が網羅され、税金納付の方法や注意点、課税価格の査定方法な



どについて、事例を交えながら解説がされた。最新トピックとして輸入貨物の通関における2段階申告制(中国語：両歩申報)の試験運用を一部の指定エリアにて開始されたことなどについても解説があり、聴講者からのアンケート結果では高い評価を得た。

中国投資説明会

佛山市南海区投資説明会 in 名古屋 ～広東香港マカオグレーターベイエリアと南海～

8月29日(木)、蔡漢全・佛山市南海区人民政府常務委員・常務副区長をはじめとする一行7名が来名し、同区の主催、当センターの協力により標記説明会を名古屋商工会議所ビル3階第1会議室にて開催した。



冒頭、主催者を代表して蔡常務副区長(写真)が挨拶し「初めて名古屋を訪れたが、整備された街並み、発展した産業など佛山市と類似点が多いと感じた。当区はトヨタ、ホンダ、日産の完成車工場から1時間圏内で、日系の部品メーカーが多く進出している。近年はスマート産業や水素をはじめとする新エネ分野においても、日本の皆様と深く交流させていただいている。また当区は、国連が定めた中国水素燃料電子産業発展モデル都市として、トヨタとも密接に連絡を取らせていただいている。今回の説明会が、双方の発展チャンスを作るきっかけになれば幸いです」と述べた。続いて、唐木澤潤・三菱UFJ銀

行国際業務部中部室長が後援者代表挨拶を行ったあと、武田和広・三井住友銀行(中国)有限公司広州支店長による「ベイエリア構想と日系企業のビジネスチャンス」と題した記念講演が行われ、グレーターベイエリア(大湾区)構想とその進展に伴う各社の取り組みについての事例などを紹介した。その後当区紹介ビデオの放映と、梁素鳳・経済促進局副科長による投資環境の説明がされ、「日本中小企業工業園区3期」をはじめ多様な工業パークについて紹介がされた。最後に、進出企業によるケーススタディとして、濱真勇・愛信精機(佛山)電子有限公司(アイシン精機株)董事・総経理より同区の紹介がされた。

当日は42名が参加した。

<佛山市南海区人民政府 代表団>

蔡 漢全	常務委員	常務副区長
伍 慧英	経済促進局	局長
楊 明	西樵鎮人民政府	鎮長
陸 文勇	丹灶鎮人民政府	鎮長
梁 覺聰	九江鎮人民政府	副書記
冼 增強	丹灶鎮人民政府	党委
梁 素鳳	経済促進局	副科長

蘇州高新区投資説明会・中部地区 ～経済・文化の両面刺繍 日系企業集積地のニューメロディ～

9月19日(木)、王牟・蘇州高新区管理委員会副主任をはじめとする一行12名が来名し、同区の主催、当センターの協力により標記説明会を名古屋市内のホテルにて開催した。



王副主任

冒頭、主催者を代表して王牟副主任から「当区は2018年までに累計550社の日系企業が進出し、投資額は200億ドルを超えている。日系企業の存在は当区の発展と引き離すことができず、今後も日本企業の誘致に努めたい」と挨拶があった。

続いて、来賓挨拶として中華人民共和国駐名古屋総領事館・孫志勇副総領事は同区の長期に渡る日系企業の誘致政策、生活面での質の高いサービスなどについて触れ「東海地区の企業家の方に、ぜひ一度足を運んで頂き、実際の投資環境を見て頂きたい」と述べた。

同区の最新の投資環境紹介では、日系企業誘致の新規産業パークとして「蘇州中日ニューテック・ベイ」が同区商務局の孫咸鋭局長により説明され、企業の研究開発拠点、本社機能、スマート製造拠点として日系企業の誘致を進めていくことが発表された。

日系企業によるケーススタディでは、松田敦・日本ガイシ(株)取締役常務執行役員より「同区には日系企業の考えをよく理解している指導者が多く、インフラ面でのアドバンテージはさること



投資説明会の様子

ながら、ソフト面での優位性が高い」と同区の手厚いサポート体制について紹介があった。

続いて土屋尚史・三井住友銀行(中国)有限公司企業調査部部长、石橋克之・三菱UFJ銀行国際業務部部长がそれぞれ、最新の中国経済をテーマにした記念講演を行い、参加者は中国経済の実態について理解を深めた。

説明会の最後にはプロジェクト調印式が行われ、新規および拡張プロジェクトの調印式が行われた。終了後は、立食懇親会が開催された。



プロジェクト調印式

当日は進出企業や関心を持つ企業の関係者114名が参加した。

10月以降の行事案内

後援行事

「第四回日中友好・錦秋の集い」

日 時：10月5日(土)・6日(日)

11:00～17:00

会 場：中部国際空港4階 イベント広場

参 加：無料

主 催：日中友好・錦秋の集い会

共 催：中華人民共和国駐名古屋総領事館

後援行事

「5Gが変える未来

～中国の政策立案者からの最新報告～

日 時：10月16日(水) 13:30～15:00

会 場：野村證券 名古屋支店7階ホール

参 加：無料 ※定員200名

主 催：野村證券(株)名古屋支店

共 催：中華人民共和国駐名古屋総領事館

主催行事

「第11回日中友好杯ゴルフコンペ」

日 時：10月19日(土) 8:14スタート
会 場：さなげカントリークラブ
参 加：80名(20組) 先着順
共 催：(一社)東海日中貿易センター、
(NPO)愛知県日本中国友好協会、
中部日本華僑華人連合会

投資説明会

「河北省滄州市青県ハイエンド食品パーク投資説明会」

日 時：10月24日(木) 10:30～13:00
説明会：10:30～12:00
会 場：名古屋商工会議所ビル5階
D会議室
懇親会：12:00～13:00
会 場：名古屋商工会議所ビル2階
名商グリル
参 加：無料 ※定員80名
主 催：滄州市青県人民政府

後援行事

「特別講演会 中国の改革開放の原点と日本の協力」

日 時：10月25日(金) 13:20～16:30
会 場：名古屋外国語大学2号館241教室
講 師：張雲方 元人民日報日本特派員
小田川圭甫 元上海宝山製鉄所
プロジェクト担当
主 催：名古屋外国語大学外国語学部中国語学科
共 催：東海日中関係学会
参 加：無料 ※事前申込限定
懇親会：3,000円/人 17:00～
会 場：レストラン「THREE LITTLE PIGS」

主催セミナー

「いざという時、知っておくべき！」

中国再編・撤退の基礎と事例」

日 時：10月29日(火) 14:30～17:00
会 場：名古屋商工会議所ビル3階 第6会議室
講 師：王鋭 深圳市中弘伝智諮詢有限公司
パートナー中国公認会計士
参 加：無料 ※定員60名(先着順)

後援行事

愛知大学中国公開講座⑨

「米中『新冷戦』下における、北東アジア情勢」

日 時：10月30日(水) 13:30～15:30
会 場：愛知大学名古屋キャンパス
グローバルコンベンションホール
主 催：中部経済同友会、愛知大学
参 加：無料 定員：約500名

後援行事

「第37回全日本中国語

スピーチコンテスト愛知県大会」

日 時：11月2日(土) 12:30～(予定)
会 場：愛知工業大学自由が丘キャンパス
主 催：特定非営利活動法人愛知県日本中国友好
協会、江蘇省人民対外友好協会

後援行事

「メッセナゴヤ2019」

日 時：11月6日(水)～9日(土)
10:00～17:00
会 場：ポートメッセなごや(名古屋港金城ふ頭)
参 加：無料
主 催：メッセナゴヤ実行委員会

共催セミナー

「当面の中国経済状況と日系企業事例報告」

日 時：11月11日(月) 13:30～17:30
会 場：名古屋銀行協会2階
講 師：華鐘コンサルタントグループ
古林恒雄 董事長・総経理ほか
参 加：無料

部会セミナー

「米中摩擦下の「中国製造2025」を

中心とする中国のハイテク産業(仮)」

日 時：11月18日(月)13:30～16:30
会 場：名古屋商工会議所ビル5階 D会議室
講 師：東京大学 社会科学研究所
丸川知雄 教授
参 加：無料 ※定員80名(先着順)

中国事業撤退の基本的留意点

(株)アウトバウンド・マネジメント

代表取締役 日上 正之

1. 中国事業撤退の選択肢

中国事業からの撤退数は経済産業省の統計等から見ても他のアセアン諸国等と比較して突出しており、一般的には撤退手続きが一貫したものではないことによる煩雑さが強調されています。共産党の経済統制により企業の事業活動への介入度合いが大きく、撤退時にもさまざまな局面で顕在化してくることが要因ともなっています。さらに有限責任会社であるにしても無限責任として親会社へも及び同一法人格とみなされると言う不合理な仕組みが大きな理由であると考えられます。実務上の撤退方法の選択肢には、以下の方法が挙げられます。

- 1 持分譲渡
- 2 普通清算
- 3 破産清算
- 4 休眠化

但し、休眠化には日本のように何ら法規定はなく、どうしようもない状況下にて1年超2年未満が限度とされています。

2. 撤退スキームの進め方



撤退スキームを進める際、法人としては最重要となる納品責任を果たすための作り溜め、一般従業員のリストラ、債権債務及び資産(土地・建物は除く)の整理及び処分を行うまでは、基本的に法人(持分)として売却できるのかどうか、売却できれば持分譲渡のスキームを、売却できなければ土地・建物・設備の売却を行い、その後は清算手続きを行うというのが、撤退スキームの骨子となります。

つまり、Step 1 として、事業を停止した後に、自社で人員・債権・債務及び土地と建物以外の資産を

処分する。その後、「A：資産譲渡+清算」を進めるか、「B：買手企業が見つかり持分譲渡」を進めるかの2つのパターンがあります。

Aは、最終的に会社清算手続きに入り、法人登録を抹消する。通常、土地と建物の譲渡に関しては多額の税金(主に増値税と土地増値税)がかかり、かつ清算手続きが煩雑で各政府機関への調整が必要となり、長い期間(通常1年超～)を要します。

一方Bは、実務上は土地と建物を残したままで持分譲渡を最初を選択するケースが多いと言えます。会社としてのスムーズな撤退を念頭に置けば、法人を売却しての撤退スキームを選択できれば、現地法人が存続となり、煩雑な清算手続きが不要となるため時間的にも短縮され、その対価も現地法人側ではなく親会社に入金されます。なお、持分譲渡は増値税の対象外であるため、多額の増値税及び土地増値税がかからず、資産の部にて株主に対する持分譲渡益が生じた場合には企業所得税のみがかかり、日中租税条約が適用されるため10%の税率がかかります。

3. 個別選択肢の論点

1) 持分譲渡の留意点

持分譲渡は、基本的には会社を存続させ、解散・清算より政府からの許認可を得られやすいと考えられますが、従業員のリストラに関しては現状の法人で過去勤務期間の経済補償金(退職金)を支払うといった対応を取る日系企業が多いと言えます。売却後の債務をなるべく少なくし、持分譲渡契約上の表明保証におけるリスクを回避するのがその目的と言えます。

持分譲渡手続きは会社法上、詳細に明記はされていませんが、通常は以下のようになります。

- ①譲渡先探しと検討
- ②当事者間での交渉、譲渡価格の確定、条件の合意(意向書)
- ③持分譲渡契約締結
- ④株主会または董事会決議
- ⑤審査認可機関への認可申請

- ⑥外商投資企業認可証書(企業批准証書)の変更申請
- ⑦工商行政管理局への変更登記申請
- ⑧譲渡代金の送金
- ⑨各種登記変更

なお、近年の傾向及び経済状況からして日系企業への持分譲渡は稀有となっているため、内資企業に売却した際には「外資が内資になってしまう」ため、清算手続きと同様の手続きを踏まされることになります。

留意すべき点は、譲渡価格の評価です。買手企業側との相対(あいたい)価格にて勿論売却することは可能ですが、公認評価士に作成させた資産評価報告書の評価額が公正価格となるため、税務局側も独自に評価機構に依頼して算定したみなし価額によって譲渡益を算出し、相対価格との差額が課税されるケースがままあります。言わば、低廉譲渡は税務局に是正されることになります。

2) 普通清算の留意点

どうしても買手が現れない場合の普通清算に際しては、財産処分や人員整理、会社登記抹消などの手続きがあり、必ず持分譲渡よりも時間と手間と費用がかかります。(手続きの詳細に関しては、割愛いたします)普通清算においては、以下の点に留意する必要があります。

①資金繰り上、清算日以降は売上認識ができず、純資産がマイナスになれば破産清算となってしまうため、清算手続きに手をつける前に、清算貸借対照表及び資金繰り表を作成し、必要経費に関して十分な事前シミュレーションが必要となります。(手続き最中での方向転換は不可能です)

②清算期の税務調査は通常は3年から5年間に遡って調査があり、企業所得税や増値税の課税漏れがないか、進出時に補助金や税制優遇が適用されている場合は、過去に遡及した取消しが重点的な調査対象になります。

③持分譲渡でも必要と述べてましたが、清算ではリストラは非常に重要な手続きです。合意解除(労働契約法第36条)や整理解雇(同第41条)、清算による清算解雇(同第44条第5号)の方法がありますが、最終的かつ最適な方法は、合意解除が重要な落とし所となります。

④清算撤退するには、すべての資産を売り尽くさなければならないため、土地使用権及び建物に対して増値税・付加税・印紙税以外に、土地増値税がかかり、一般的に税負担が大きくなります。(なお土地使用権が相当値上がりしない限りに、土地増値税がかからない場合が多いです。)

⑤通常の製造業であれば、1年超～2年(場合によってはそれ以上)と言った清算手続き期間を要することになります。

⑥日本側法人税における基本通達9-4-1等により子会社支援の清算損として損金に落とすことも可能です。

⑦昨今の事例として、外資企業たる日系企業に対しても破産清算を破産裁判所が受理をしてくれるケースも出て来ております。破産自体の手続きは基本的には日本と似ている部分が多いですが、手続き上時間的には破産宣告まで及びそれ以降を考えれば最低でも2年超の時間はかかるものと想定されます。

4. まとめに代えて

中国事業の撤退においては、実行前に中国の法律・税務・税関等の規制やビジネス実務に精通する外部専門家(中国人弁護士、中国人会計士・税務師、日本人弁護士、日本人会計士・税理士)のアドバイスを積極的に受け入れることで十分に検討してから実行することが成功の鍵と言えます。対政府交渉は基本的には中国人弁護士または中国人会計士・税務師しか行うことはできません。



<執筆者プロフィール>

(株)アウトバウンド・マネジメント代表取締役 ^{ヒ カミ} 白上 正之

青山監査法人プライスウォーターハウス(現PwCあらた有限責任監査法人)に入所後、国際税務チームに所属。国際事業開発室を経て、プライスウォーターハウス香港事務所に転出。さらに1993年に設立後間もない同上海事務所の「初代日本人駐在員」となり、日系企業クライアントゼロの段階から200社超のレベルに立上げ、PwC上海事務所日系企業部の礎を構築する。帰国後はEY税理士法人(取締役)、KPMG税理士法人(ディレクター)、さらに法務・会計・税務のワンストップサービスを目指しキャストコンサルティング取締役・代表取締役社長(上海董事長)を経て、アウトバウンド・マネジメント代表取締役社長。国税庁税務大学校、東京国税、大阪国税他札幌、仙台、金沢、名古屋、熊本国税局等の元非常勤講師。

対中取引に関する基本法についての解説と実務: 中国会社法(9) -会社の合併と分割-

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智、高華鑫

2018年3月号から「対中取引に関する基本法についての解説と実務:中国会社法」に関するコラムの投稿を始め、現在までに以下の内容について紹介してきた。各号のテーマは次の通り。①中国会社法及び「中華人民共和国外国投資法(草案)」の内容紹介、②外国投資企業の承認と設立、③会社法における株主権利(株主議決権、株主閲覧権、利益分配権、優先購入権等)の紹介及び判例分析、④株主代表訴訟と株主直接訴訟の判例分析、⑤董事長・監査役・高級管理職員の義務と責任、⑥董事長、高級管理員等が会社の資金を流用、商業上の賄賂の受取、競争取引等を行った違反事例及び判例分析。

今月号では、外国投資企業の合併と分割に関連する内容に焦点を当て、関連する法律法規の紹介・及び判例分析を通して紹介する。

世界的な貿易の発展と経済情勢の変化に伴い、各国の大中企業は世界規模で行う産業の戦略的調整を重視し、そして新市場の開拓及び発展も重視し始めた。企業が合併と分割を行う事は、外国投資企業が経営の規模を拡大し、市場開拓の加速、市場競争力

の強化、そして市場におけるリスクを合理的に把握するための重要な方法の一つである。それと同時に、経営困難に直面している外国投資企業が合併及び分割を行うことにより、資産再編、提携関係を結ぶなどが可能となり、企業経営が回復していくことも可能となる。

中国の法律法規は、外国投資企業の合併及び分割について特殊な規定を有している。したがって以下では、外国投資企業を対象とした、合併と分割を行う過程の法律法規、合併及び分割のモデルケース、実務での運用方法の問題点などを分析し、紹介する。

(8)の続き

6. 会社の合併及び分割について

(1) 会社合併及び分割の典型モデル

「中華人民共和国会社法」第172、175条等¹関連規定、そして「外国投資企業の合併及び分割に関する規定」(対外貿易経済協力省、工商総局令2001年第8号発布、国家商務部が2015年10月28日に改訂実施)第3、4条等²の法律法規の規定により、会社の合併及び分割に関しては以下通り分類される。

¹ 「中華人民共和国会社法」第172条：会社合併は吸収合併または新設合併の方式を採用することができる。一つの会社が他の会社を吸収することを吸収合併とし、吸収された会社は解散する。2つ以上の会社が合併し一つの会社を設立することを新設合併とし、合併前の会社はすべて解散する。

「中華人民共和国会社法」第175条：会社が分割されるとそれに応じて資産も分割される。会社分割の際には、貸借対照表と資産のリストを準備する必要がある。会社は、分割を決定した日から10日以内に債権者に通知し、30日以内に新聞で公告するものとする。

² 「外国投資企業の合併及び分割に関する規定」第3条：本規定における「合併」とは、会社法の関連規定に従って契約を締結することにより、2社以上が1社に合併されることを指す。

会社が合併する場合、吸収合併と新設合併の2つの方式を採用することができる。

吸収合併とは、一つの会社が他の会社を吸収し、吸収した会社は存続し続け、吸収された会社は解散する。

新設合併とは、2社以上の企業が合併して新しい会社を設立し、合併する前の会社は全て解散する。

「外国投資企業の合併及び分割に関する規定」第4条：本規定における「分割」とは、会社法の関連規定に従って会社の最高意思決定機関の決議により2つ以上の会社に分割されることを指す。

会社が分割する場合、存続分割と解散分割の2つの方式を採用することができる。

存続分割とは、一つの元会社が2社以上の会社に分けられ、元の会社は存続し続けそして同時に新しい会社を設立する方法である。

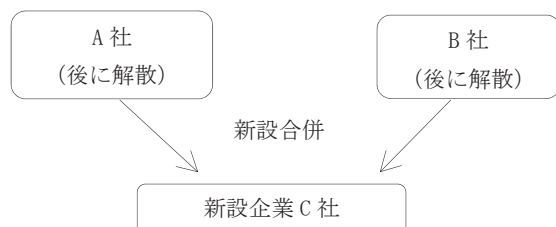
解散分割とは、一つの元会社が2社以上の会社に分けられ、元会社は解散し、そして2社以上の新しい会社を設立する方法である。

①会社合併の基本類型：新設合併及び吸収合併

会社合併には、新設合併と吸収合併の2種類の方式がある。どの方式を採用した場合であっても、各方の債権・債務は全て合併後に存続する会社、あるいは新しく新設される会社に引き継がれる。具体的には以下の通りである。

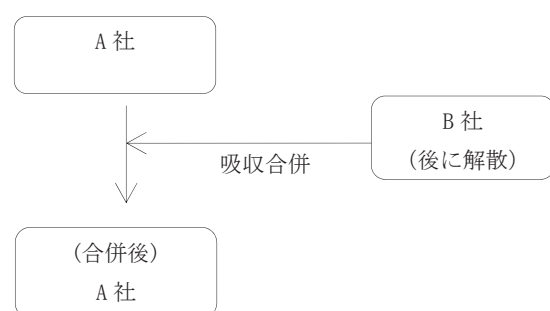
i. 新設合併

新設合併とは2つ以上の会社(例：A社とB社)が合併して一つの新しい会社(例：C社)を設立し、合併後にA社及びB社は共に解散する方法である。A社、B社の株主は新しく設立されるC社の株主になる。そしてA社、B社の資産はC社の資産になる。(以下、図の通り)



ii. 吸収合併

吸収合併とは1つの会社(例：A社)がその他の会社(例：B社)を吸収し、A社はそのまま存続し、吸収されたB社は解散する。一般的には、A社は現金あるいは株式を用いてもう一つの会社であるB社の資産または株式を取得する。



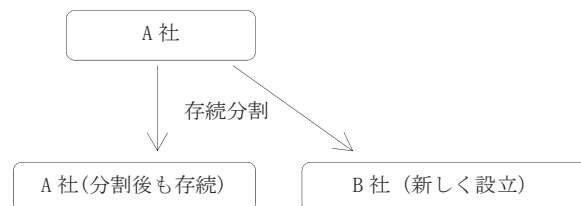
②会社分割の基本類型：存続分割と解散分割

会社分割には存続分割と解散分割の2種類の方式がある。会社が分割する前に有していた債務は、分割した後の会社が連帯責任で引き受ける。ただし、会社が分割する前に、債権者が債務について別段の書面合意をした場合、または会社分割の際に特段の合意をしている場合はこの限りではない。具体的には以下の通りである。

i. 存続分割

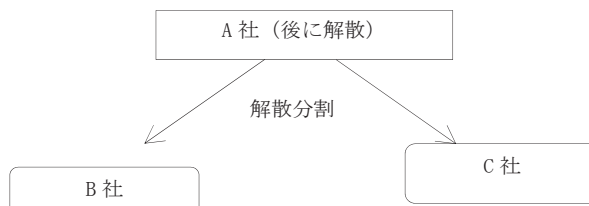
存続分割とは、一つの会社(例：A社)が一部の財

産または一部の業務を法律に基づいて分割し、A社を存続させつつ、同時にその他の会社(例：B社)を設立する方法である。(以下、図の通り)



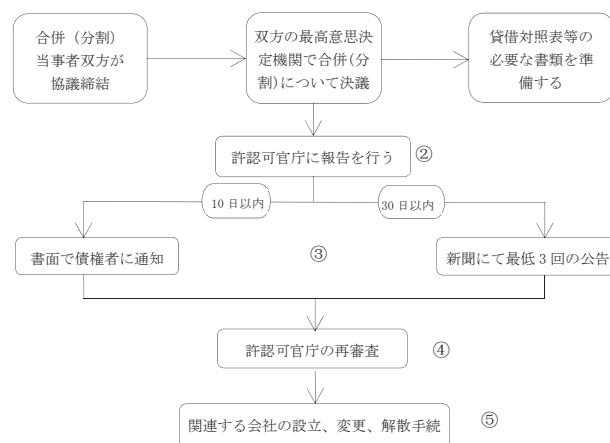
ii. 解散分割

解散分割とは、一つの会社(例：A社)が全ての財産を分割して解散し、2つ以上の会社(例：B社、C社)を設立する方法である。



(2)会社合併及び分割の流れと手続き

「中華人民共和国会社法」及び「外国投資企業の合併及び分割に関する規定」等の関連法律規定、及び一般の実務的な手続きに基づいて、会社の合併及び分割の流れ及び手続きは以下の通りである。



①合併、分割手続きを行う前の準備

正式に会社の合併または分割の申請を所轄許認可官庁に行く前に、事前に様々な準備を行う。まずは、会社の最高意思決定機関にて合併または分割について承認する決議を行う。次に、合併または分割の当事者は合併・分割協議を締結した後、会社の貸借対照表及び資産リスト・債権者リスト・定款を作成しなければならない。

その中で、合併または分割契約を締結する際に注意する必要があるのは、「外国投資企業の合併及び分割

に関する規定」の第20、23条の規定に基づくと、かかる契約の中には合併または分割する以前に有していた債権債務の処理、そして従業員の処遇方法(安置方案)についての内容、条件を含まなければならない。

また、合併または分割する会社に多数の株主がいる場合、合併または分割に対して一部株主が賛成しない状況が発生する可能性がある。この時に合併または分割に賛成しない株主は、会社に対して合理的な価格で株式を買い取るように請求することができる。この点に関して、以下で判例を通して詳細に説明を行う。

②所轄許認可官庁に対して初期の審査の申請

上述①の準備事項が完了した後、合併または分割する会社は所轄許認可官庁に対して合併または分割手続きの申請をすることができる。

「外国投資企業の合併及び分割に関する規定」第7、8、19、21、22条の関連法規に従い、以下の通り説明していく。

ご留意いただきたいのは、会社が合併または分割を行う過程で、投資総額が異なるため許認可官庁が異なる、及び各会社の所在地が異なることにより許認可官庁の管轄が異なる場合、特に地区をまたがって合併または分割を行う場合には多数の許認可官庁の意見を聞かねばならず、各許認可官庁は合併または分割の審査を行う際に独自の考慮事項があるため、手続きが複雑になる。

③債権者への通知及び公告

前述した合併または分割に関連する事前承認を得た後、申請会社は「外国投資企業の合併及び分割に関する規定」第26条、27条に基づいて、初歩承認を得た日から10日以内に債権者に対して通知を発行しなければならない。また、事前承認を得た日から30日以内に、全国で流通している省規模以上の新聞で少なくとも3回公告しなければならない。

上記の債権者への通知及び公告を行う際に、元会社が有している債務の承継処理方法について説明しなければならない。

会社から合併または分割を行うことを通知された債権者は30日以内に、書面通知を受け取っていない債権者は第一回公告が行われてから90日以内に、会社に対して債務処理計画の変更を要求する権利、または会社に対して債務の返済またはそれに見合う担保の提供を要求することができる。

④所轄許認可官庁に対して書類を提出し、再審査

申請会社が第一回公告を行い90日が経過し、会社の債権者が異議を唱えない場合、申請会社は以下の書類を上記所轄許認可官庁に提出して再審査を行う。

- i. 会社が新聞において合併または分割の広告を3度掲載したことの証明
- ii. 会社が債権者に際して通知を行ったことの証明
- iii. 会社が債権債務の処理方法を説明したことの資料

	合 併	分 割
申請者	i. 吸収合併の方式を採用する場合、吸収する側の会社(合併後にも存続する会社)が申請者となる。 ii. 新設合併の方式を採用する場合、合併する会社間の協議により一方の会社が申請者となる。	分割を行おうとする会社が申請者(分割前の会社)となる。
所轄の許認可官庁	i. 合併前の元会社の所轄許認可官庁が同一の場合、当該所轄許認可官庁となる。 ii. 合併前の元会社の許認可官庁が2つ存続している場合、合併後の会社住所所在地の省級商務許認可官庁が所轄許認可官庁となる。 iii. 合併前の元会社の投資総額の合計が、元の許認可官庁の承認権限を超えた場合、承認権限を持つ所轄許認可官庁が責任を負う。 iv. 合併前の元会社の中に株式有限会社がある場合、商務部が許認可審議を担当する。	i. 分割する前の元会社の許認可官庁が責任を負う。
特別規定	i. 会社の合併または分割により、元の会社が解散、または異なる地方で新しい会社を新設する場合、解散または新設会社所在地の許認可官庁の審査意見を求めなければならない。 ii. 合併前の元会社に2つ以上の許認可官庁がある場合、解散の準備をしている会社は合併の手続きを開始する前に、先に原許認可官庁に対して会社の解散の申請を行わなければならない。 (注：上述の許認可官庁は、関連する承認の申請書類を受領してから45日以内に、書面にて合併または分割を承認するかどうかの初歩的な回答を行わなければならない。しかし、特殊事情がある場合、上記の審査期間は延長されることがある)	

一般的に、上記の所轄官庁は資料を受け取ってから30日以内に、最終的に合併または分割を認めるかどうかの判断を行う。しかし、特殊事情がある場合、上記の審理期間は延長されることがある。

⑤関連企業の設立、変更、解散手続き

上記の所轄許認可官庁が合併または分割を最終的に承認した場合、各関連企業はそれらに伴う会社の設立、変更、解散手続きを行わなければならない。

「外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法」(2018年第6号, 2016年10月8日商務部令2016年第3号発布、2017年7月30日、2018年6月29日2度の修正を経て、2018年6月30日から実施)の規定に基づき、外国投資企業が合併または分割により設立または変更が発生した場合、会社がネガティブリストを有していない場合、届出制で管理を行う。会社がネガティブリストを有している場合、「中華人民共和国中外合資経営会社法」、「中華人民共和国外資会社法」、「中華人民共和国中外合作経営会社法」などの法律法規の規定に基づいて、許認可審査の手続きを行う。

同時に、合併または分割により解散する外国投資企業は、所轄の許認可登記官庁において、外国投資企業登記抹消手続きを行わなければならない。

(3) 反対株主の株式買取請求権

合併または分割を行う際、合併または分割を行う前の会社の株主が、合併または分割に対して賛成しない状況が考えられる。この時、少数株主の利益を守るため、そして合併または分割をスムーズに行うために、中国「会社法」第74条³の規定に「反対株主の株式買取請求権」が存在する。つまり、反対株主は会社に対して合理的な価格で株式を買い取るように請求することができる。ただし実務上には、会社に対して株式買取請求を行う際に生じる紛争は比較的複雑なものになっている。以下、簡単な判例を通して解説する。

判例：「反対株主が会社に対して株式買取請求権を要求した事案」(案号：(2017)皖10民終652号)

①事実関係

A社は2010年3月15日に設立、2010年3月29日に増資を行った。増資を行う過程で、甲は88万元を出資し、A社の新たな株主となった。2011年6月18日、A社は甲に「出資証明書」の発行を行ったが、甲の名前をA社の株主名簿に記載しなかった。

2015年、A社は会社の業務を発展させるため、B社に吸収合併されることとなった。B社はA社を吸収した後も存続し、A社は解散する事になった。この件に関してA社は甲に対して株主会への参加を通知しなかった。

2015年7月11日、A社とB社は「合併契約」を締結し、所轄の許認可官庁に認可の申し出を行なった。そして認可を得たのちに、A社は2015年9月10日に工商行政官庁にて、A社の登記抹消手続きを行なった。

それと同時に、B社は2015年9月18日に吸収合併を行い、それに関連する登記を済ませた。同日、B社は甲に対して出資証明書を発行し、A社の株主であった甲はB社の株主となったことを確認した。

その後、甲は第三者からA社が合併後解散したことを知り、B社に対して株式の買取をするように何度も請求した。しかしB社は、甲はすでにB社の株主となっていることを理由に甲の請求を拒否した。

2017年4月24日、甲はB社を被告として、株式買取請求訴訟を提起し、B社へ甲の元出資額及び利息にて株式を買取よう請求した。

②判決について

i. 第一審判決

第一審裁判所は審理を経て、本案の争点は甲の状況が法定の反対株主の買取請求の要件を満たすかどうかであると判断した。

「会社法」第74条に基づくと、株主会が会社の合併、分割、主要財産を譲渡することを決議した場合

³ 「中華人民共和国会社法」第74条：次のいずれかの状況では、株主会の決議に反対する株主は、会社に対して株式を合理的な価格で買い取るように請求することができる。

(1) 会社が5年間利益を上げ続けているにも関わらず、5年間株主に対して利益を配当していない場合で、本法に定める利益分配の条件を満たした場合。

(2) 会社が合併、分割、主要な財産を譲渡しようとする場合。

(3) 会社の定款に定められた営業期間が満了または定款に定められた解散事由の発生が発生したにも関わらず、株主会が会社を存続させ続ける為に定款を修正する決議を可決した場合。

株主会決議の日から60日以内に株主と会社が株式買取について合意できない場合、株主は株主会決議の日から90日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

合、これに反対する株主は会社に対してその有する株式を合理的な価格で買い取るように請求することができる。株主が、株主会決議の日から60日以内に会社と株式買い取り協議に合意できない場合、株主は株主会決議の日から90日以内に裁判所に訴訟を提起することができる」とされている。

このため、反対株主の株式買取請求訴訟を提起するためには、実質的要件と手続き的要件の両方を満たさなければならない。実質的要件として、株主の資格を有し、株主会決議の場において反対票を投じた株主であること。手続き的要件として、株主はまず会社と法定期限内に株式を合理的な値段で買い取るよう交渉を行わなければならない、交渉が失敗した場合に初めて訴訟を提起できる。

第一審裁判所は、A社とB社の合併手続きにおいて、甲が株主会決議で反対票を投じたことを証明する証拠を提出できなかったとして、会社法74条に規定されている要件を満たさないと判断した。

上述のことから、第一審裁判所は甲の請求を棄却した。

ii. 第二審判決

第一審判決後、甲は控訴した。①A社が甲に対して発行した「出資証明書」は、A社が甲の出資行為と株主の身分を認可した証明である。しかし、A社とB社が合併の手続きを行う中で、A社は甲に株主会への参加を通知せず、実質的に甲が議決権を行使する機会を奪った。これに対して甲は事後で反対の意思表示を行なったことは同様に法的効力を有している。②B社は甲に「出資証明書」を発行し、B社において甲は株主であると認めた。合併が行われる前後、甲が株主の身分を有しているにも関わらず、A社とB社は合併するという事実を甲に共同で隠匿していた。甲に対して事前に株主会を開催する事を通知しなかっただけでなく、合併する事についても甲に通知しなかった。甲は第三者から偶然にこれを知った後、反対の意思表示を表明し続けており、会社に対して株式の買取を請求していた。そしてその相手方は本来ならばA社であるが、A社は合併により既に消滅したため、甲は合併後に存続するB社に対して株式の買取を請求するしかない。

第二審裁判所は審理を経て、本案の争点は甲が会社に対する株主買取請求権を有する株主の資格が

あるのかどうかであると判断した。

この点に関して、A社は合併前に甲に対して「出資証明書」を発行したが、会社の定款には記載しておらず、会社の登記官庁にも登記されていなかった。A社がB社に合併された後でも、甲は会社の定款に記載されておらず、会社の登記官庁にも株主として登記されていなかった。「会社法」第32条では、「株主名簿に記録されている株主は、株主名簿に従って議決権を行使することができる」と規定されている。従って、甲はA社の出資者ではあるが、甲が株主名簿に記載されているという証明ができず、甲が株主の権利を有している事を証明する他の証拠がない状況において、甲は立証不能の責任を負わなければならない。即ち、第二審裁判所も、甲は会社に対して株式買取請求を行う株主の資格を有していないと判断した。

上述のことから、第二審裁判所は上訴を棄却し、第一審判決を維持した。

③解説

本案は反対意見を持つ株主の株式買取請求に関する特殊な事例である。

「会社法」第74条によると、会社に対して株式の買取を請求できる株主は、会社が合併、分割等を行うとする際の決議で反対票を投じた株主のみとなる。しかし、本案ではA社は甲に対して「出資証明書」を発行したが、甲をA社の株主名簿にも記載せず、そして会社の定款にも記載しなかった。これが原因によりA社は甲に対して株主会への参加を通知せず、甲が合併に反対票を投じる機会を奪った。

これに対して第一審裁判所は、反対株主の株式買取請求権を行使するためには、実質的要件と手続き的要件の両方を満たす必要があると判断した。実質的要件では、株主の資格を有し株主会決議の場において反対票を投じることが必要である。同時に、第二審裁判所も会社法第32条に基づき、株主名簿に記載された株主が、株主名簿に従って株主の権利を行使できると判断した。しかし本件では甲は株主名簿に記載されておらず、また会社の定款にも記載されていないため、甲は株式買取請求を要求する株主の資格を有していないと判断した。そのため、第一審裁判所、第二審裁判所は共に「会社法」の規定に厳密に従い判断していることが分かる。

筆者の見解では、実務において株主が会社に対し

て出資を行なった場合、「出資証明書」、株主名簿、株主会の決議、会社の定款、登記官庁での登記等、様々な文書と手続きが必要となり、株主の資格取得及び認定は複雑である。しかし本案において、甲が株主の資格を有しているかどうかは、甲が実際に出資をしたかどうかで決まるわけではなく（本件の場合には「出資証明書」、株主が出資行為を行ったからといって必ずしも株主の資格を得るわけではなく、株主名簿への記載、そして会社の定款への記載等重

要な手続きを行わなければ株主の資格を得られない。これは反対株主が株式買取請求を提起するケースにおいて、争議、紛争を引き起こしやすい問題の一つでもある。

次号では、合併または分割のプロセスにおけるいくつかの重要なポイントを紹介し、説明する。

（次号に続く）

＜執筆者プロフィール＞

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智

華東政法大学法律学院(民商法)卒業後、慶應義塾大学大学院法学研究科博士前期課程を修め、2012年4月に上海市華鑫律師事務所に入所、対中取引、日系在華企業の企業法務を担当。



弁護士 高華鑫

上海市高級人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984年6月から日本的大江橋法律事務所に勤務、外国法事務弁護士として大阪弁護士会に登録、1998年5月に上海華鑫律師事務所を開設し、対中投資、取引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。2016年6月に(一社)東海日中貿易センター中国法律顧問に就任。



西安デスクNEWS

西安港で中古車輸出が始まる

7月19日、国内に先駆けて中古車を搭載した中欧班列・長安号のマワシェビチュ（ポーランド）行きが西安港・新築車駅を出発した。運行日数は10日前後で、到着後はウクライナなど東ヨーロッパの国々へ積み替えが行われる(写真)。



2018年の中国の新車販売台数は28年ぶりのマイナスに転じ、2019年に入ってから厳しい状況が続く中で、中古車市場は2018年に日本のおよそ2倍となる1,382万台に到達し、中古車取引に関する関連法令が相次いで施行された2016年以降は2桁

増が続き、急激に伸びている。そういった背景を受け、中国政府は今年5月に中古車輸出を地域限定で試験的に解禁すると発表し、西安市をはじめ、北京市、天津市、上海市、浙江省・台州市、山東省・済寧市、広東省、成都市、山東省・青島市、福建省・アモイ市の10省市が第1弾のモデルエリアに選定されていた。

今回輸出対象となったのは、販売価格が平均6万元(約100万円に相当)で、3年落ち前後の中古車だ。今後はアゼルバイジャン、カザフスタンといった中央アジア・東ヨーロッパの国々で販売を促進し、同時に国内においても海外ユーザーとのマッチングの強化に努め、徐々に西安港を「中古車の輸出基地」となるように展開していきたい。

レポーター



東海日中西安デスク
代表 賈育林
(西安國際港務区
投資合作促進局 局長助理)

〈中国短信〉

◆日中社会保障協定、申請受付を開始

日中社会保障協定が今年9月1日から発効されるに伴い、日本年金機構(年金事務所及び事務センター)は、協定に基づき中国の年金制度への加入が免除されるために必要な書類である「適用証明書」の交付申請を8月1日から受け付けを開始した。

現在、日・中両国の企業等からそれぞれ相手国に一時的に派遣される被用者(企業駐在員等)等には、日・中両国で年金制度への加入が義務づけられているため、年金保険料の二重払いの問題が生じているが、本協定により、一時派遣被用者は原則として派遣元国の年金制度にのみ加入することとなる。加入免除期間は原則5年(両国関係機関による合意で適用の延長も可)で、協定発効日前から中国に派遣・就労する被用者も協定発効日から起算して5年間加入免除となる。但し、協定で免除となるのは中国の養老保険(日本の国民年金・厚生年金保険に相当)のみで、医療保険、失業保険、労災保険、出産保険といった社会保険料は地域によって引き続き納付する必要がある。

◆上半期の訪日外客数、中国人が拡大

日本政府観光局(JNTO)はこのほど、上半期(1～6月)の訪日外国人客数(推計値)が、前年同期比4.6%増の1,663万人だったと発表した。前年は上半期で1,500万人を初めて突破したが、更に増加となった。

国・地域別では、中国が前年同期比11.7%増の453万2,500人と前年に続いて最も多かった。全体の約27%を占め、訪日客の4人に1人が中国人ということになる。中国は6月単月でも、88万700人(同15.7%増)と2桁の伸びを呈した。

2位の韓国は前年同期比3.8%減の386万2,700人と前年から大きく落ち込み、日韓関係の冷え込みによる影響が明るみとなった。3位は台湾の248万800人(1%減)、4位は香港の109万7,900人(1.1%減)、5位は米国の87万5,200人(13.1%増)と続いた。

トップ3の中国、韓国、台湾3カ国・地域が占める割合は、全体の65.4%となった。

◆米国、対中制裁第4弾 9月1日に発動

トランプ・米大統領は8月1日、レアアースなど一部を除いた全ての中国製品に関税を課す「対中制裁第4弾」を9月1日より発動すると発表した。米国は第1～3弾制裁で計2,500億ドル分の中国製品に追加関税をかけたが、対象品目は部品や産業機械などいわゆる生産財が多かった。対する第4弾は、3,000億ドルという規模もさることながら、米国の輸入額に占める中国の比率が8割のスマホや、同9割のノートパソコン・ゲーム機をはじめ、おもちゃ、衣服、靴など中国からの輸入に依存する消費財が多く含まれ、値上げなどによって米国企業や消費者が直接影響を受けるのは避けられない状況だ。中国にとっても米国向け輸出の更なる落ち込みや、中国既存企業の海外流出など懸念材料が増す。

中国商務部は8月6日、報復措置として中国企業による米国産農産品の購入の一時停止を発表した。トランプ・米大統領も、第4弾の追加関税を10%から25%に引き上げる可能性について言及するなど、早期終息が困難な状況だ。

◆上半期のPPP事業、着工件数が大幅増

中国財政部政府・社会資本合作センターは8月1日、民間資金を活用する官民パートナーシップ(以下「PPP」という)事業の上半期統計を発表した。上半期のPPPプロジェクト登録件数は382件(投資額4,714億元)、完成したプロジェクトは1,120件(投資額1.6兆元)、新規着工のプロジェクトは前年同期比130.3%増の1,209件、実行ベースの投資額は同130%増の2兆元といずれも大幅増となった。

同センターによると、2014年以降のPPPプロジェクト登録件数は累計9,036件(投資額13.6兆元)、うち完成したプロジェクトは5,811件(投資額8.8兆元)、実行率は64.3%となっている。また、累計の着工プロジェクトは3,556件(投資額5.1兆元)であることから、上半期の新規着工分だけで、全体の約3分の1を占める計算になる。

PPP事業は、公共事業に民間資金を呼び込む手法で、中国政府は巨額債務問題を抱える地方政府の負担軽減策として2013年頃から本格的に推進し、主に汚水・ゴミ処理等、インフラ整備の面において、地方政府の関連事業を中心に件数を伸ばしている。

◆人民元の対米ドル基準値、7元台に

中国人民銀行は8月8日、人民元の対米ドル基準値※(以下「基準値」という)を1ドル=7.0039元に設定した。1ドル7元台に乗ったのは2008年5月15日以来の約11年3ヵ月ぶり。

8月5日、中国人民銀行が、基準値を1ドル=6.9225元に設定した。基準値の6.9元超えは、2018年12月以降8ヵ月ぶり、当局が元安を容認したとの思惑が広がり、一時は7.05元を超える水準まで元が急落、8月8日には基準値が7元台を突破した。その後、8月16日現在までは大幅な元安の動きはなく、緩やかに元安が進行する形となり、市場には一定の安心感が広がっている。

今後も基準値の設定及び2%以内での元安容認によって元安・ドル高の進行が進み、基準値が8元を超えるような極端な元安にシフトすれば、米国による対中制裁で被る損失を相殺できるという見解もある。ただし米国は8月5日、中国を「為替操作国」と認定し、中国による為替操作を口実に更に厳しく輸入関税を上乗せする可能性も出てきており、米中の対立は一段と厳しさを増すものと懸念されている。

※人民元の対米ドル基準値…人民元を中心レート。

中国では、中国人民銀行の管理において一定の変動幅の範囲内で自国通貨を変動させる「管理変動相場制」を採用。基準値は、中国人民銀行が営業日毎(中国時間9時15分)に発表し、基準値の上下2%以内でのみ人民元を売買できる。

◆米国、対中制裁第4弾の一部を延期へ

米通商代表部(USTR)は8月13日、9月1日から発動する「第4弾」の対中制裁関税の一部品目を12月15日まで先送りすると発表した。延期となるのは、スマホ、ノートパソコン、衣類、ゲーム機、玩具、靴類など約550品目。第4弾は、対象となっている3,805品目のうち消費財が約4割を占めており、発動されれば、商品の値上げなどにより米国の個人消費への悪影響がかねてより懸念されていた。

トランプ米大統領は、今回の措置について、クリスマス商戦に及ぼす影響に配慮したと述べているが、第4弾自体は発動されるため、広範囲にのぼる中国製品に10%の輸入関税が上乗せされることで生じる値上げなどの影響は避けられない状況だ。

◆上半期の地方GDP出揃う

2019年上半年(1~6月)の中国31省・直轄市・自治区の主要経済指標が出そろった。GDP(域内総生産)の首位は広東省の5兆501億元(前年同期比6.5%増、以下同)、2位は江蘇省の4兆8,583億元(6.5%増)、3位は山東省の4兆1,823億元(5.4%増)、4位は浙江省の2兆8,256億元(7.1%増)、5位は河南省の2兆4,204億元(7.7%増)が占めた。

天津市と重慶市を新たに加えた18省・市がGDP総額で1兆元を突破し、直轄市である上海市、北京市、天津市、重慶市がいずれも1兆元を超えた。

成長率の上位には、雲南省の9.2%増をはじめ貴州省9.0%増、チベット自治区9.0%増とインフラ整備が遅れている西南地域で上位を占めた。成長率で全国平均値の6.3%増を上回ったのは、上位から雲南省、貴州省、チベット自治区、江西省、福建省、湖北省、安徽省、四川省、河南省、山西省、浙江省、湖南省、河北省、広東省、江蘇省、寧夏回族自治区の16地域で、逆に平均値を下回ったのは14地域となった(北京市は平均値の6.3%増)。

近年、東北地域での経済の減退が目立つ中、遼寧省は前年同期比5.8%増(0.2ポイント上昇)、黒龍江省は同4.3%(1.8ポイント上昇)と経済の緩やかな回復が見られるが、吉林省は前年同期比2.0%増(3.5ポイント下降)と依然低迷している。

上半期の都市別GDPトップ10は、上位から上海市、北京市、深圳市、広州市、天津市、重慶市、蘇州市、成都市、武漢市、杭州市の順だった。

◆7月の製造業PMI、4月以来の上昇

景気先行指数PMI(購買担当者指数)の7月分が政府(国家統計局)と民間(財新)で発表された。指数は、「50」を判断の分かれ目として景気の拡大・減退を示している。製造業PMIは統計局発表では前月より0.3ポイント上昇の49.7、「財新」発表では前月より0.5ポイント上昇の49.9だった。減税や費用の引き下げ、一部の預金準備率引き下げなどによって企業負担が軽減されたことが、プラス要因になったとされる。

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年 月	輸 出		輸 入		差 引	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備 考
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年8月	12,001	▲12.1	14,168	▲8.5	▲2,168	赤字拡大
2019年1-8月	94,586	▲8.8	121,040	▲0.6	▲26,454	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

8月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	61,410	100.0
	内 訳		
	アメリカ	11,904	19.4
	E U	7,093	11.6
	アジア	33,388	54.4
	うち中国	12,001	19.5
輸入	総額	62,773	100.0
	内 訳		
	アメリカ	7,184	11.4
	E U	7,881	12.6
	アジア	28,954	46.1
	うち中国	14,168	22.6

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

8月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	減少	1	半導体等製造装置	▲38.7	▲3.6
		2	自動車の部分品	▲27.9	▲1.4
		3	科学光学機器	▲17.9	▲1.1
輸入	減少	1	通信機	▲29.6	▲2.7
		2	衣類・同付属品	▲6.9	▲0.9
		3	原動機	▲51.9	▲0.5

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年月	輸 出			輸 入			差 引	
	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備 考
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年8月	2,246	▲10.5	18.7	1,749	▲12.1	12.3	497	黒字縮小
2019年1-8月	18,278	▲7.7	19.3	14,985	▲0.2	12.4	3,293	黒字縮小

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

8月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	14,738	100.0
	内 訳		
	アメリカ	3,733	25.3
	E U	2,155	14.6
	アジア	5,635	38.2
	うち中国	2,246	15.2
輸入	総額	8,038	100.0
	内 訳		
	アメリカ	670	8.3
	E U	1,159	14.4
	アジア	3,953	49.2
	うち中国	1,749	21.8

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

8月の主な増減品目

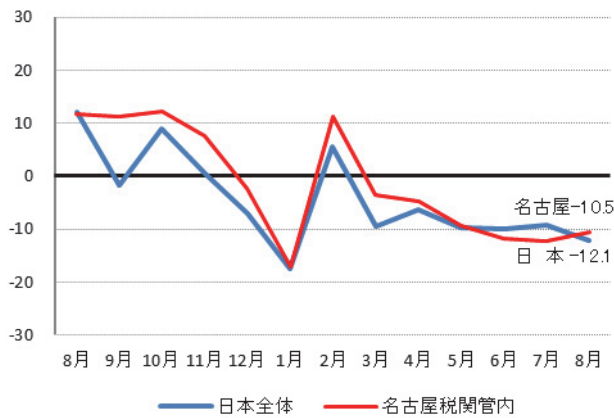
単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	科学光学機器	42.4	1.2
		1	自動車の部分品	▲29.9	▲6.7
		2	半導体等製造装置	▲82.8	▲2.3
輸入	減少	1	原動機	▲77.9	▲2.8

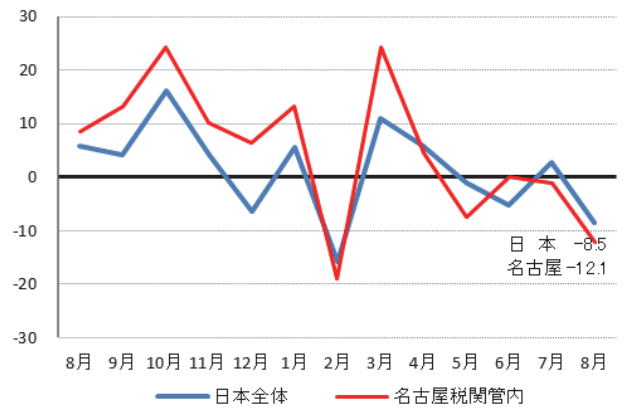
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

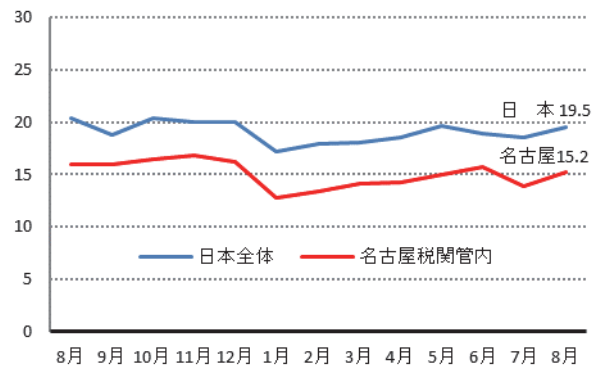
中国への輸出額の月別伸率(%)



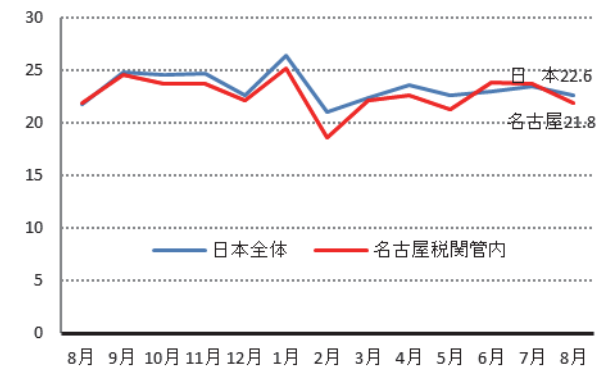
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸 出		輸 入	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率
2013年	22,100	7.9	19,503	7.3
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年8月	2,148	-1.0	1,800	-5.6
2019年1-8月	16,070	0.4	13,478	-4.6

出所：中国税関総署

中国の外資導入

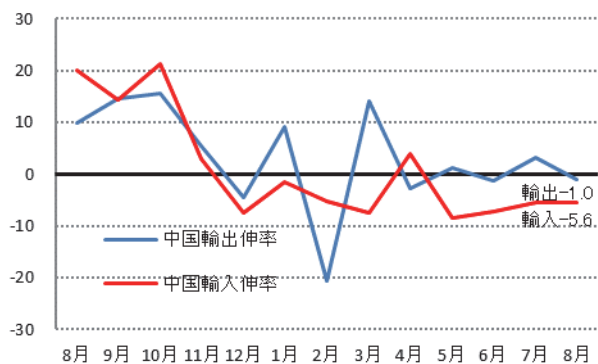
単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

年 月	件 数		実行ベース金額	
	件 数	伸 率	金 額	伸 率
2013年	24,925	▲8.6	1,175.9	5.3
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年8月	3,654	▲40.0	104.6	0.3
2019年1-8月	27,704	▲33.0	892.6	3.2

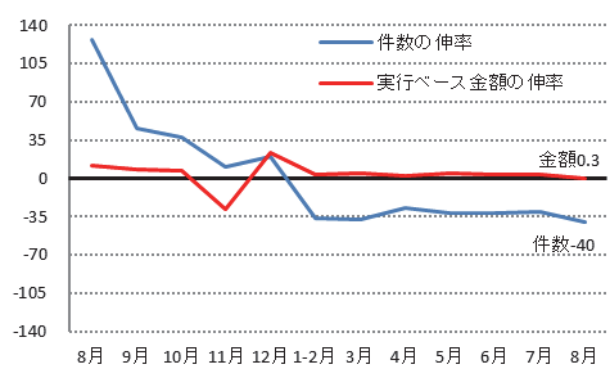
出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。

(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	8月	1-8月
消費者物価指数	2.8	2.4
うち都市	2.8	2.4
農村	3.1	2.4
うち食品	10.0	5.9
食品以外	1.1	1.5
うち消費財	3.6	2.6
サービス	1.6	2.0

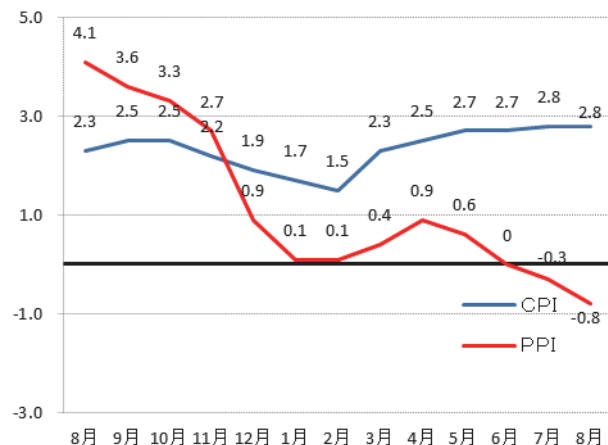
出所：中国国家统计局

工業生産者物価指数PPI (%)

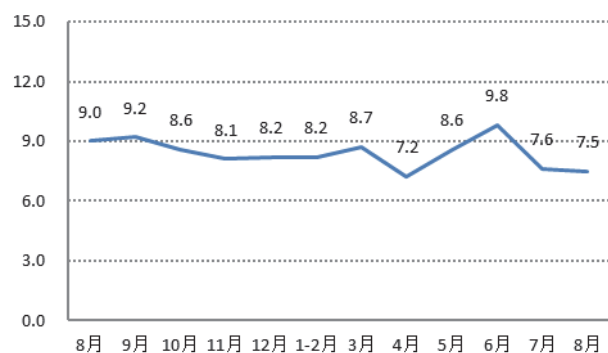
	8月	1-8月
工業生産者物価指数(PPI)	-0.8	0.1
うち生産資材	-1.3	-0.1
うち採掘	2.8	3.6
原材料	-3.5	-1.6
加工	-0.8	0.2
生活資材	0.7	0.7
うち食品	2.6	1.7
衣類	0.9	1.5
一般日用品	0.6	0.4
耐久消費財	-2.0	-0.8
工業生産者仕入物価指数	-1.3	-0.2
うち燃料、動力類	-3.2	-0.3

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家统计局

CPIとPPIの月別推移(%)



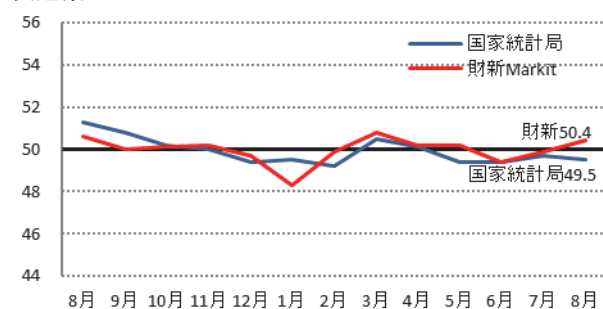
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家统计局

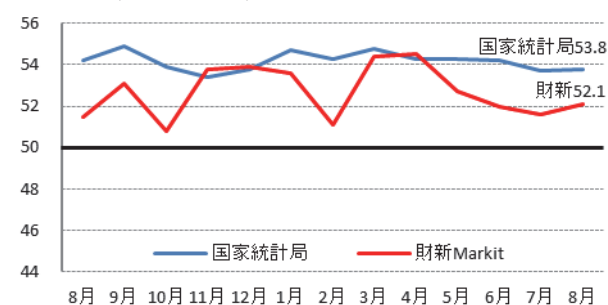
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業)PMI

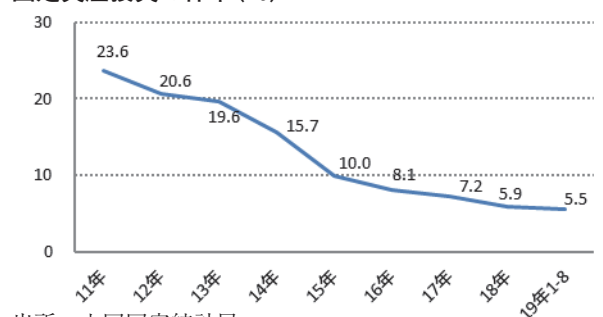


中国の固定資産投資

1-8月分月の固定資産投資

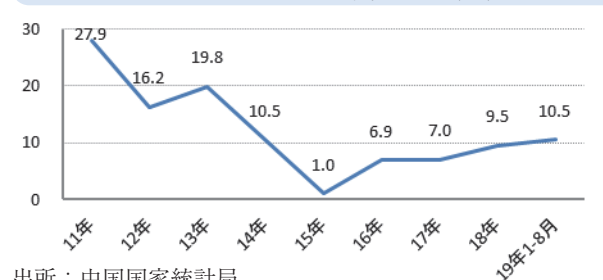
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		400,628	5.5
産業別	第一次	11,005	-3.4
	第二次	131,824	2.1
	第三次	257,799	7.3
地域別	東 部	N/A	3.8
	中 部	N/A	9.3
	西 部	N/A	5.2
	東 北	N/A	-4.3

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

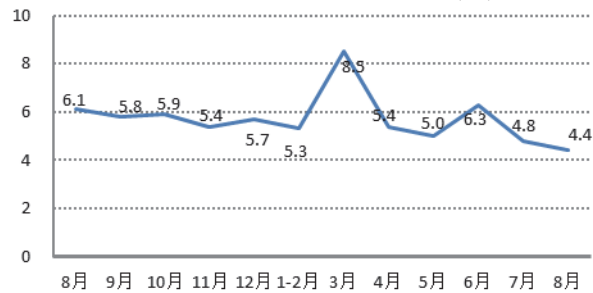
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	8月	1-8月
一定規模以上の工業生産	4.4	5.6
内訳 鉱業	3.7	4.0
製造業	4.3	5.9
電気・ガス・熱・水生産供給業	5.9	7.1
内訳 国有企業	4.1	4.7
株式制企業	5.3	6.9
外資系企業	1.3	1.2
私営企業	6.0	8.2

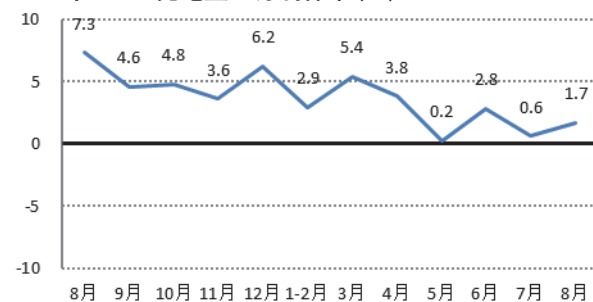
出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



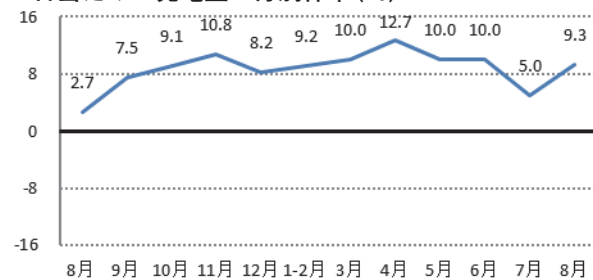
出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



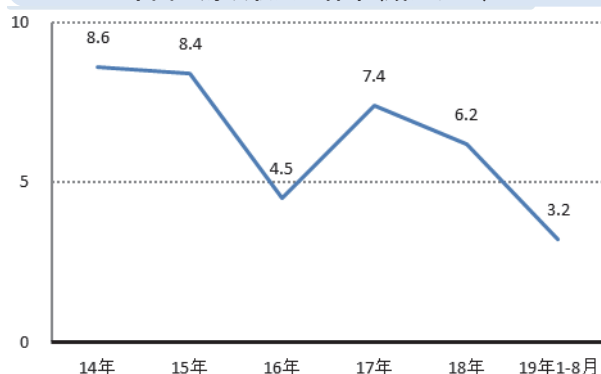
出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

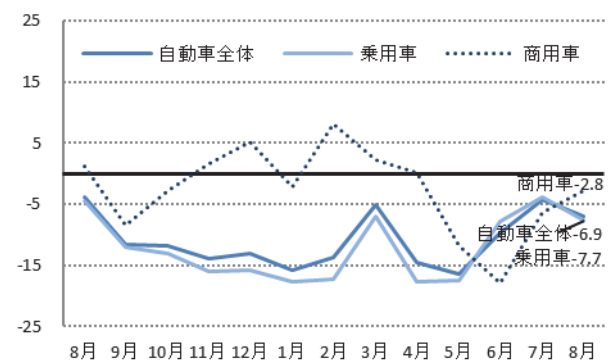
中国の自動車販売台数

台数：万台

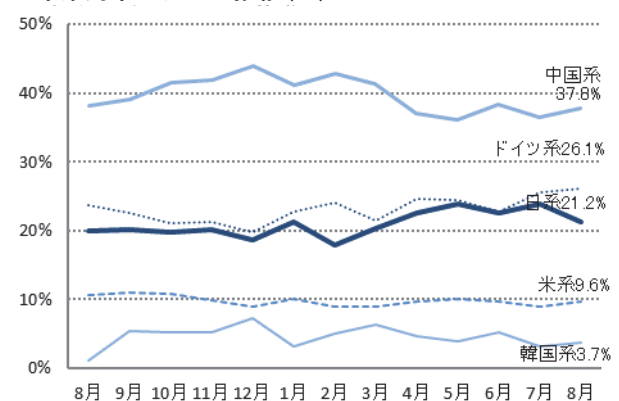
年月	自動車	乗用車	
		乗用車	商用車
2013年	2,198	1,793	406
2014年	2,349	1,970	379
2015年	2,460	2,115	345
2016年	2,803	2,438	365
2017年	2,887	2,471	416
2018年	2,808	2,371	437
19年8月	196	165	31
19年1-8月	1,610	1,332	278

出所：中国汽车工業協会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

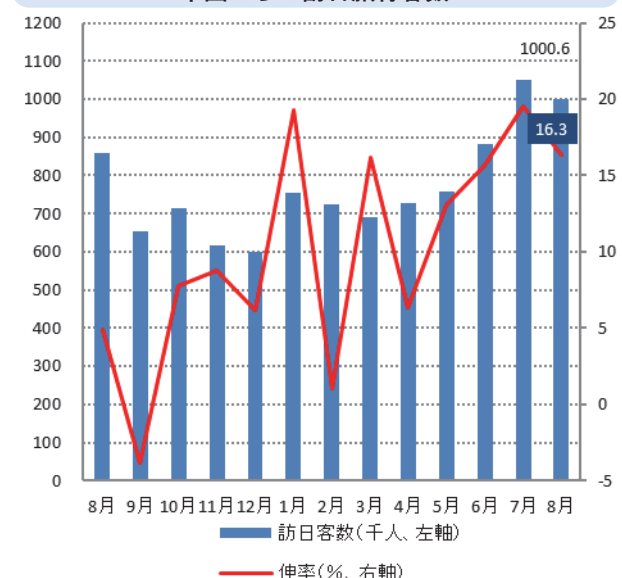
自動車販売台数の月別伸率(%)



日系乗用車のシェア推移(%)



中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局